

その他留意事項

応募に当たり、以下の留意事項を十分確認すること。

なお、募集要項等に関する質問に当たり、本留意事項に記載している内容と同様の質問は受け付けない。

No.	項目	内容
1	募集要項 5 応募条件 (3)応募者資格	施設を対象としたLED照明の設置とは、建築物に設置される器具の新設又は更新をいい、ランプ交換でのLED化は含まない。
2	募集要項 5 応募条件 (3)応募者資格	元請として完成した工事又は事業役割として完了したESCO事業の実績は、本事業の代表企業の実績とする。
3	募集要項 5 応募条件 (3)応募者資格	元請として完成した工事とは、発注者と直接契約を締結した工事をいう。なお、ここでいう「工事」とは、建設業法に基づく建設工事を指すため、応募者の実績が「工事」の場合、建設業法に基づく建設工事であることが確認できる資料（CORNIS、建設工事請負契約書等）の提出が必要となる。
4	募集要項 5 応募条件 (3)応募者資格	事業役割として完了したESCO事業とは、事業役割の構成員として発注者と直接契約を締結したESCO事業をいい、下請として実施したESCO事業は含まない。なお、完了日は、サービス開始日とし、サービス期間を設けていない場合は事業完了日とする。
5	募集要項 5 応募条件 (3)応募者資格	施工面積は、LED照明が照らす床面積とする。ただし、1室あたりの施工面積は、室の床面積を上限とし、施設内の照明を全て施工した場合の施工面積は、延べ面積とする。
6	募集要項 5 応募条件 (3)応募者資格	公共・民間のいずれの実績も、本事業の応募者資格の実績となる。
7	募集要項 5 応募条件 (3)応募者資格	施工実績の確認に当たり、CORNISや建設工事請負契約書、図面、仕様書等の事実が確認できる資料を提出すること。施工面積やランプ交換でのLED化ではないこと等、本事業で求める内容が一部でも確認できない実績は無効となる。 なお、本事業で求める全ての内容が網羅的に確認・判断できれば、部分的に黒塗り等があっても差し支えない。
8	募集要項 6 応募に関する留意事項 (9)情報公開	広島市情報公開条例の規定に基づき、応募者から提出された書類の公開を請求された際、応募者のノウハウに関係する恐れるものについては公開の対象とならない。
9	募集要項 8 事業全体スケジュール (予定)	提案内容等についてのプレゼンテーションは実施しない。
10	募集要項 9 手続き等 (4)参加表明書及び資格確認書類の提出	参加表明書、グループ構成表、施設照明LED化事業実績一覧表及び誓約書の押印は不要とする。
11	募集要項 9 手続き等 (4)参加表明書及び資格確認書類の提出	単独事業者として応募する場合、構成員の間で交わされた合意書（契約書又は覚書等）の提出は不要である。
12	募集要項 9 手続き等 (4)参加表明書及び資格確認書類の提出	工事カルテ・CORNIS登録番号がない案件については、施設照明LED化事業実績一覧表の工事カルテ・CORNIS登録番号欄は空白とする。

No.	項目		内容
13	募集要項	9 手続き等 (4)参加表明書及び資格確認書類の提出	消費税及び地方消費税の納税証明書は、写しも可とする。
14	募集要項	9 手続き等 (8)提案書の提出	提案書（評価用）の内容を記録したCD-R又はDVD-R等の光学メディアについて、USBフラッシュメモリも可とする。
15	募集要項	9 手続き等 (9)提案書作成要領	提案書について、応募者や応募者以外の協力業者（照明器具製造業者は除く。）の称号や商号等を類推できる表現は不可とする。
16	募集要項	11 事業実施に関する事項 表：予想されるリスクと責任分担	事業全般の「第三者賠償：調査・工事等により第三者に損害が生じた場合」の負担者について、受注者の責めに帰すべき事由による場合に限り、受注者が調査・工事による第三者賠償を負担すること。 なお、損害賠償の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）も含む。
17	募集要項	11 事業実施に関する事項 表：予想されるリスクと責任分担	計画・設計段階及び工事段階の「不可抗力：天災などによる設計変更、中止、延期」について、不可抗力とは、発注者、受注者双方の責に帰すことができないことを指す。 具体的な費用の負担は協議によるが、受注者負担の場合は、請負代金額（委託契約金額）の1／100を想定している。
18	募集要項	11 事業実施に関する事項 表：予想されるリスクと責任分担	工事段階の「工事費増大」について、新型コロナウイルスのような新たな伝染病や世界情勢の変化に起因する調達コストの高騰が発生した場合は、本契約後の協議で負担者を決定する。
19	募集要項	11 事業実施に関する事項 表：予想されるリスクと責任分担	工事段階の「一般的損害」について、受注者の責めに帰すべき事由による場合、施設への損害、業務への障害に係るあらゆるリスクが受注者の負担となり、補修・改修その他全ての損害に要する費用を負担すること。 なお、損害賠償の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）も含む。
20	募集要項	11 事業実施に関する事項 表：予想されるリスクと責任分担	保証の「性能：仕様不適合による施設への損害、業務への障害」について、受注者の責めに帰すべき事由による場合、施設への損害、業務への障害に係るあらゆるリスクが受注者の負担となり、補修・改修その他全ての損害に要する費用を負担すること。 なお、損害賠償の範囲は、二次損害（逸失利益等の間接損害）も含む。
21	募集要項	13 その他	履行保証保険への加入等、広島市契約規則第31条各号に該当する場合は契約保証金の納付を免除することができる。
22	募集要項	13 その他	広島市契約規則第31条第3項の類似実績については、以下を参考とすること。 「契約保証金の納付等について」 参考URL： https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kakushuyoshiki/1617.html なお、参考URLの「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について（別添2）」の1（注2）に記載の「種類をほぼ同じくする」については、LED化のみを対象としたESCO事業（ギャランティード・セイビングス契約）の事業役割の

No.	項目		内容
			実績とする。なお、グループとして応募する場合、代表企業の実績とする。
23	仕様書	1 事業概要 (3)事業内容	<p>直管型蛍光灯、ダウンライト、非常用照明及び誘導灯等、LED照明以外の照明器具について、原則、全て更新対象とする。</p> <p>なお、更新方法は器具交換とし、ランプ交換でのLED化は認めない。(ただし、やむを得ない理由により、本市がランプ交換を指定する場合を除く。)</p>
24	仕様書	1 事業概要 (3)事業内容	<p>照明器具一覧兼事業費算出表（様式3－7）に記載している既設照明器具の数量及び仕様は参考とし、最終的な数量及び仕様は、現地調査及び詳細設計を基に優先交渉権者が作成する照明設備台帳を、本市が承諾することで確定する。</p> <p>なお、最終的な事業費については、優先交渉権者が作成する照明設備台帳を基に算出する。</p>
25	仕様書	1 事業概要 (3)事業内容	照明器具一覧兼事業費算出表（様式3－7）には、施設の運用で間引かれている照明も含まれている。また、優先交渉権者が実施する現地調査にて間引き照明が確認された器具についても更新対象とする。
26	仕様書	1 事業概要 (3)事業内容	ホールの舞台演出用調光システムについては、演出用照明器具及び調光システム一式を既設流用とし更新対象外とする。
27	仕様書	1 事業概要 (3)事業内容	工事に伴い不要となる設備については、本事業で撤去すること。
28	仕様書	1 事業概要 (3)事業内容	<p>庭園灯やプール灯等の屋外照明について、照明器具一覧兼事業費算出表（様式3－7）でポールの更新を明記している場合を除き、原則、ポールは既設流用とし、灯具のみの更新とする。</p> <p>ただし、優先交渉権者決定後の現地調査において、腐食、劣化等が確認された場合、協議によりポールも更新対象とする場合もある。</p>
29	仕様書	2 納入物件 (1)電子媒体	<p>電子納品は、原則、「広島市電子納品の手引き」による。</p> <p>なお、本市が保有するCADデータについては、優先交渉権者決定後、提供する。</p> <p>「電子納品要領・様式」 参考URL： https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/toshiseibi/1006024/1026767/1012669.html</p>
30	仕様書	4 LED照明等の仕様 (2)LED照明の性能・構造	更新する照明器具の光束、材質、機能（防雨、防湿、防塵、ガード、調光等）は、既設照明器具と同等以上とすること。
31	仕様書	4 LED照明等の仕様 (2)LED照明の性能・構造	照明器具（ルーバー付）の更新について、同等以上のグレア抑制機能を有する器具（ルーバーなし）の選定は可とする。
32	仕様書	5 設計に関する仕様	<p>官庁施設におけるESCO事業導入・実施マニュアルで示すオプションAとし、使用電力量の実測は行わずカタログデータ等で机上計算を行う。机上計算での削減金額の保証やLED化前後の消費電力の比較作業は不要とする。</p> <p>なお、蛍光灯のランプ交換費用の削減については、省エネルギー効果には含めないこと。</p>

No.	項目		内容
33	仕様書	6 工事に関する仕様	建設業法等、関係法令に基づき、適切に技術者を配置すること。
34	仕様書	6 工事に関する仕様	<p>L E D 照明の取付けは、原則、天井スラブに支持する吊ボルト又は鋼材に固定又は支持することとし、既存吊ボルト等を再使用してもよいものとする。ただし、その長さや位置等は現地調査及び詳細設計の際に確認し、加工又は吊ボルトの設置が必要な場合は、全て受注者の負担とする。</p> <p>ただし、特段の事情（広範囲にわたり吊ボルトが劣化し使用できない状況が判明した場合等）がある場合は、別途協議とする。</p>
35	仕様書	6 工事に関する仕様	<p>天井改修を伴わない方法により器具を更新することとする。万が一、天井材を撤去する必要がある場合、関係法令に基づき適切に対応すること。</p> <p>なお、事前調査、分析調査（石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは不要。）等、これらの対応に係る費用は、全て受注者の負担とし、様式3-6及び3-7（別紙1、別紙2含む。）に適切に対策費を計上すること。</p>
36	仕様書	6 工事に関する仕様	工事に必要な仮設費用は、既存図面等を踏まえ、足場・高所作業車が必要な箇所を判断の上、全て受注者の負担とする。
37	仕様書	6 工事に関する仕様	工事中の安全確保について、施設利用者が通行する可能性がある通路や廊下等、施設管理上必要な警備員は、受注者の負担で配置すること。
38	仕様書	6 工事に関する仕様	既設配線の絶縁測定の結果が不良の場合、速やかに本市に報告すること。
39	仕様書	6 工事に関する仕様	P C B 使用安定器は全て撤去済みであるが、万が一、P C B の含有が疑われる安定器を発見した場合、速やかに本市に報告すること。
40	仕様書	6 工事に関する仕様	資材置き場、現場事務所、駐車場、休憩所、喫煙所、便所等は、受注者の負担で確保すること。
41	仕様書	6 工事に関する仕様	本事業に必要な工事用電力、水及び官公庁への諸手続き等の費用は受注者の負担とする。
42	仕様書	6 工事に関する仕様	執務室等の什器の移動及び復旧について、施設管理者や施設利用者と十分調整した上、受注者が行うこと。
43	別紙支払内訳書	—	各施設の照明設備のL E D 化が完了した後（完成図書の提出を含む。）、当該施設の検査に合格したときは、●回を限度とし、施設ごとの支払金額に応じた金額の支払いを請求することができるものとする。
44	別紙支払内訳書	—	グループとして応募する場合、代表企業は、自己の名義をもって、本事業の委託契約金額の請求、受領する権限を有するものとする。